

## 第四期宮城県イノシシ管理計画策定方針に対する関係機関からの意見・回答

No	項目	意見の概要	回答	修正 対応
1	5(2)ロ(ロ) 個体数の減少	都度見直すことは重要だと思うが、具体的な捕獲目標を記載しないのは管理計画としてどうか。目標は定めるべきではないか。 (森林整備課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの計画では、計画本体に年間捕獲目標を明示しており、例えば第三期計画では、平成29年度以降、年間5,600頭のイノシシを捕獲することによって、令和5年度末時点のイノシシ個体数を約14,700頭に減らすことができると試算されていました。</li> <li>しかしながら、計画開始前の平成28年度時点で捕獲数は既に捕獲目標以上となる8,330頭となり、令和2年度には12,837頭まで増加するなど、管理計画で定めた目標を大きく超える捕獲実績となったのにも関わらず推定個体数は増加傾向となり、管理計画で定めた捕獲目標及び管理目標と捕獲実績の乖離が著しく大きくなる結果となりました。</li> <li>このため、計画本体に捕獲目標を定めるのではなく、管理の目標(適正な個体数水準)を達成するための年間の捕獲目標頭数について、最新の個体数推定結果に基づいた将来予測等に基づき、県が作成する年度ごとの実施計画書において定めることとしたものですので、御了承願います。</li> </ul>	×
2	6(2)イ 狩猟期間の延長	狩猟者登録の事務手続きに時間が必要であり、現行のスケジュールでは11月1日開始は難しい。狩猟免許更新等のスケジュールを前倒しするなどの対策が必要になる。 (仙台地方振興事務所、北部地方振興事務所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>狩猟免許更新や狩猟免許試験の日程のほか、同様に狩猟期間を早めている都道府県における狩猟者登録受け付け開始月日などを勘案し、特定の時期に事務作業が偏らないよう調整したいと思いますので、御理解と御協力をお願いいたします。</li> </ul>	×
3	6(2)ト 錯誤捕獲の対応	令和3年9月17日付「ツキノワグマ錯誤捕獲防止の徹底について」と内容を合わせて拡充してほしい。 (仙台市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見を踏まえ、6(2)トに追記することとします。</li> </ul>	○

No	項目	意見の概要	回答	修正 対応
4	6(2)ト 錯誤捕獲の対応	放獣体制の整備にあたっては、県有地の活用など県の率先した調整を検討課題に加えてほしい。(周辺住民の理解を得ることが難しく、その場や市有地・私有地での放獣は事実上困難であるため。) (仙台市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見を踏まえ、6(2)ト(ロ)イ)に下記を追記することとします。</li> </ul> <p>「ツキノワグマの錯誤捕獲が発生した市町村においては、日本哺乳類学会が示している「クマ類の放獣に関するガイドライン」等を参考に、放獣体制の整備について検討する。県においては、ツキノワグマの放獣が可能な民間事業者や放獣費用に活用できる補助金等の情報提供を行うと共に、国有林や県有林での放獣可能場所の選定について検討を行う。」</p>	○
5	6(2)ト 錯誤捕獲の対応	令和2年12月22日付け文号外自保号外「特別天然記念物カモシカの錯誤捕獲に係る留意点について」の内容も記載してほしい。 (仙台市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見を踏まえ、6(2)トに追記することとします。</li> </ul>	○